

和水町  
わくわく  
子育て  
ハンドブック

発行 和水町役場 保健子ども課



# 「子ども子育て応援宣言」のまち

～子育てするなら「なごみまち」～

「安心して子育てしたい」「子育て環境が整っている」「この町で子育てして良かった」「この町で育ったことを誇りに思ってもらいたい」等、誰もが望む子育てへの願いや希望の実現を目指し、子どもたちの賑やかな笑い声と笑顔が溢れるよう、子育てを全力で応援いたします。

和水町は、今後も子育ての取組みをより充実し、町内外に「子ども子育て応援宣言」を以下のとおり宣言し、町内外へ広く発信して参ります。

## 和水町子ども子育て応援宣言

次世代を担う子どもたちが、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、心豊かでたくましく健やかに育つことは、まちの持続的な発展に欠かせない、みんなの願いです。

和水町では、子どもを安心して産み育てることのできる環境、子どもたちが確かな学力を身に付けることができる環境、子どもたちが元気いっぱい遊ぶことのできる環境をつくり、家庭、地域、学校、行政みんなが手を携え、地域全体で子育てを支えるまちを目指します。

- 子どもたちの健康を守り、安全で安心な環境をつくります
- 子どもたちに優しく、子育てを支える環境をつくります
- 子どもたちが、よく学びよく遊び、社会性を培う環境をつくります
- 子どもたちの可能性を伸ばし、生き抜く力を育むことのできる環境をつくります

令和5年7月1日

和 水 町



1.妊娠した時 .....	1
2.赤ちゃんが生まれたら .....	2
3.保育所施設 .....	4
4.子育て支援事業 .....	5
5.子どもに障がいがあるとき .....	7
6.小学生・中学生になったら .....	9
7.ひとり親家庭の人へ .....	10
8.虐待防止のために .....	11
9.子育て相談窓口 .....	11
10.施設一覧 .....	12





## 妊娠した時

母子健康手帳、妊婦健診受診券の発行

保健子ども課 0968-86-5730

妊娠が明らかになったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊婦健診受診券は熊本県内、福岡県内の病院で使用できます。最大14回まで無料です。里帰り出産等で県外の妊婦健診を受診する場合は一度自費で支払い、役場での手続き後返金(償還払い)となります。助成金額は妊娠週数に応じて上限が決まっています。

なお、妊婦健診受診券は町外へ転出した場合は利用できません。転出先の市町村で再発行の手続きをお願いします。

受付場所：保健子ども課

受付日時：毎週金曜日 ①9:30～ ②10:30～ ※予約制です。  
(上記の日時以外での希望はご連絡ください)

予約方法：ホームページ参照

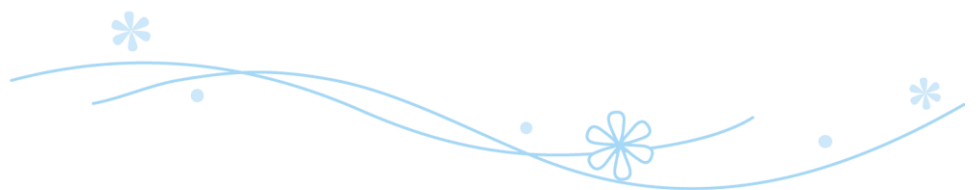
必要な物：①印鑑 ②妊娠届出書(医療機関からもらった紙)  
③上の子の母子健康手帳 ④マイナンバーカード(個人番号※下記を確認してください)  
⑤母親の通帳またはキャッシュカード

### 【妊婦本人が申請する場合】

妊婦本人の個人番号カード(マイナンバーカード)  
または、妊婦本人の個人番号通知カード+妊婦の身分証明書(免許証・健康保険証・その他)

### 【代理人が申請する場合】

妊婦本人の個人番号カード(マイナンバーカード)  
または、妊婦本人の個人番号通知カード+妊婦の身分証明書(免許証・健康保険証・その他)  
+代理人の身分証明書(免許証・健康保険証・その他)



国において、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向けて、出産・子育て応援交付金が創設されました。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
対象	妊婦	子の養育者
交付額	妊婦 1 人につき 5 万円相当	子 1 人につき 5 万円相当 (双子の場合 10 万円相当)
申請期限	妊娠中 母子健康手帳交付時に手続きをします。	産後 3 か月 出生届提出時に手続きをします。
必要な物	①印鑑 ②妊婦の本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等) ③妊婦名義のキャッシュカードまたは通帳	①印鑑 ②養育者の本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等) ③養育者名義のキャッシュカードまたは通帳 ④出産後の人へのアンケート

※必要時、妊婦訪問に伺うこともあります。

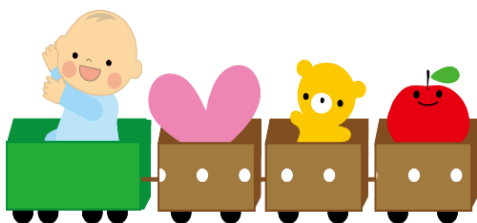
妊娠中の歯科検診費の助成

和水町に住民登録している妊婦さんに、妊婦歯科検診費 1 回を助成します。(医療機関へ全額支払い、後日和水町へ申請することにより助成を受ける償還払いになります。)

対象	必要な物	助成金額	備考
和水町に住民登録している妊産婦	①母子健康手帳 ②領収書(レシート不可) ③印鑑 ④妊婦名義の通帳	妊婦歯科検診費(保険外) 上限 3,000 円 ※助成は診査費のみです。 ※転入した妊婦さんで、すでに他市町村で助成を受けた人は対象外となります。	健診前に医療機関に直接予約し、母子健康手帳と健康保険証を持ち受診してください。申請期限は受診した日から 1 年以内です。

ハートフルパス (妊産婦)

対象	必要な物	助成内容	備考
妊娠 7 か月から産後 3 か月までの妊産婦	母子健康手帳	配慮が必要と認められる人が、公共施設などに設置されている障がい者用駐車場を適正に利用できるように、県内共通の「利用証(ハートフルパス)」を交付しています。	切迫早産の恐れや、多胎妊娠など状態によっては、早期の交付は可能です。





## 赤ちゃんが生まれたら

出生届

住民環境課 0968-86-5727

期間	届出人	届けるところ	必要な物	注意点
生まれた日から 14日以内	父・母が届出できな いときは同居者等	・父か母の本籍地 ・届出人の住所地 ・出生地	①出生証明書 ②母子健康手帳 ③届出人の印鑑	生まれた子の名前に用いることができる文字は、常 用漢字、人名用漢字またはひらがな、カタカナです。

わくわく子育て応援金(出産祝金)

まちづくり課 0968-86-5721

子どもの出生をお祝いして、出生祝金を支給します。

支給額	支給要件など
第1子 20万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産祝金の支給対象者は、町の住民基本台帳に記録されている者で、出生児(※)を現に養育する者。</li> <li>・同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。</li> <li>※出生児…令和5年4月1日から令和8年3月31日までに出生した子どもで、出生の年月日から継続して町の住民基本台帳に記録されているもの。</li> </ul>
第2子 30万円	
第3子 50万円	
第4子 70万円	
第5子以降 100万円	

新生児聴覚検査費用助成

保健子ども課 0968-86-5730

生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人といわれています。聞こえにくさは発見が遅れると、ことばの発達が遅れたり、コミュニケーションがとりにくいなどの支障が起きることがあります。赤ちゃんの健やかな発達のためにも新生児聴覚検査を受けましょう。

対象	対象となる検査	助成金額	必要な物
新生児聴覚検査 実施日に和水町 に住所がある保 護者	時期: 生後3か月 (特別な事情がある場合は1年以 内の検査も対象) 方法: ア 自動ABRまたはAABR イ OAE	新生児聴覚検査初回のみ、 対象児1人につき上限5,000円 ※上限に満たない場合はその額とする	①領収書と診療明細書 ②母子健康手帳 ③印鑑 ④保護者の通帳またはキャッシュ カード

訪問事業

保健子ども課 0968-86-5730

	産婦赤ちゃん訪問	こんにちは赤ちゃん訪問
訪問時期	生後1~2か月を迎えるまでの赤ちゃんがいる家庭	2か月児健康相談と7か月児健診の前
訪問スタッフ	保健子ども課の保健師	母子保健推進員(町内在住の子育て経験者)

和水町産後ケア事業

保健子ども課 0968-86-5730

出産後の育児に不安がある人へ、専門職がサポートをします。

対象	内容	備考
和水町に住所がある 産後1年未満の母と子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お母さんの心と体のケア</li> <li>・赤ちゃんの健康チェック</li> <li>・育児相談 ・乳房ケア</li> </ul>	サポートを受けるには事前の予約申請が必要になります。 詳しくは、ホームページまたは保健子ども課へお問い合わせください。



子ども医療費助成

保健子ども課 0968-86-5730

子育て支援の一環として、病院や薬局を利用した時の医療費(保険適用分)の一部負担金の全額を助成します。ただし、高額療養費や付加給付等が発生する場合はこれらを差し引いた金額を助成します。

対象	必要な物	備考
和水町に住所を有し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子	①子どもの健康保険証 ②受給者の通帳 ③申請者の印鑑	21,000円を超える入院や外来の医療費、熊本県以外の保健医療機関、整骨院を受診した時は、窓口で医療費のお支払いをお願いします。後日、助成申請書に領収書を添付し役場に提出、お届けの口座へ払い戻します。申請は診療を受けた月の翌月から起算して6か月が期限となります。(例)1月診療→7月まで

児童手当

保健子ども課 0968-86-5730

対象	必要な物	支給額	支給時期
中学校を卒業するまでの児童を養育している人	①健康保険証(父、母) ②マイナンバー(父、母) ③通帳コピー(受給者) ④印鑑	3歳未満(一律)	15,000円
		3歳~小学校就学前(第1子・第2子)	10,000円
		(第3子以降)	15,000円
		中学生(一律)	10,000円
		所得超過の者(一律)	5,000円

※手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。

※公務員の場合は勤務先で支給されます。

※所得超過により、支給されない場合もあります。

乳幼児健康診査・相談

保健子ども課 0968-86-5730

健康診査	健康相談	歯科検診
4か月児 7か月児 1歳半児 3歳児	2か月児 1歳児	2歳児

予防接種

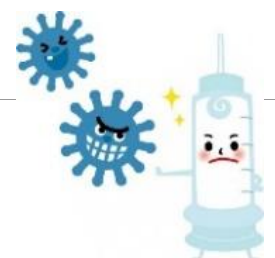
保健子ども課 0968-86-5730

接種に行く際は①予診票②母子健康手帳③健康保険証を必ず持参してください。

※赤ちゃん訪問時に予診票を配布します。

紛失等による再発行が必要な場合は①母子健康手帳②印鑑を必ず持って保健子ども課窓口までお越しください。

定期予防接種(無料:ただし法律で定められた年齢内)			任意予防接種 (一定の額が助成されます)
乳幼児	小学生	中学生女子	生後6か月~年度末年齢18歳まで
・ロタ 水痘 B型肝炎 ・四種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ) ・MR(麻しん、風しん) 日本脳炎 ・BCG(結核) ヒブ 小児肺炎球菌	・二種混合 (ジフテリア、破傷風) ・日本脳炎	・子宮頸がん	・インフルエンザ予防接種費助成





### 子育て支援事業

#### 子育て支援センター

親子の交流、子育て相談、子育ての情報提供、子育てサークル支援などを通して仲間づくりや子育てのサポートを行っています。

名称	子育てひろば	ピノッキオ
場所	三加和支所内	菊水ひまわり園内
電話	0968-34-3111 (内線 787)	0968-86-5655
実施日	火曜日、木曜日、金曜日	月曜日～金曜日
時間	10:00～12:00、13:00～16:00	9:00～12:00、13:30～16:00
利用料	無料	無料
利用できる人	・0歳から就学前の子どもの保護者・妊婦・子育て支援に携わる人、祖父母の利用も大歓迎です。新型コロナウイルス等の感染状況により、変更する場合があります。 ※原則として、和水町在住および町内に勤務する人、出産や休暇を利用して帰省中の人でも利用できます。	・未就園児親子、妊婦。新型コロナウイルス等の感染状況により、利用時間、対象者等を変更する場合があります。詳しくはピノッキオサイトでお知らせします。または直接園へお問い合わせください。

#### ファミリー・サポート・センター

「育児の手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を紹介して、子育てを応援する機関です。

保育施設等への送り迎え、放課後の一時預かりなどに利用できます。

	依頼会員	協力会員
会員の条件	・和水町に住んでいる人 ・生後6か月から小学校6年生までの保護者	・和水町に住んでいる20歳以上の人 ・心身共ともに健康で、相互支援活動に理解のある人 ・センターが実施する講習会を受講できる人
利用時間と料金	・平日 8:00～17:00 (月曜日～金曜日) ・土曜日、日曜日、祝日 6:00～20:00 ・時 間 外 6:00～8:00 17:00～20:00	1時間 300円 1時間 350円 1時間 350円
場所	和水町社会福祉協議会内(平日 8:30～17:00、土曜日・日曜日・祝日休み)	
会員登録・問合せ先	〒861-0923 和水町平野 1276-3 0968-34-2366	

#### 和水町子育て世帯訪問支援事業

保健子ども課 0968-86-5730

訪問支援員が居宅に訪問し、家事・育児の支援を行います。

対象	支援内容		時間・回数
・家事や育児に不安や負担を抱えた家庭 ・支援の必要性が高い妊産婦 ・ヤングケアラーのいる家庭	〈家事支援〉 食事の準備や片づけ、洗濯、掃除、生活必需品の買い物	〈育児支援〉 おむつ交換、沐浴補助、授乳や離乳食補助、きょうだい児のお世話、子育て支援に関する情報提供	時間帯:7:00～19:00まで (1回2時間以内) 回数:原則1日1回/週2回程度

※事前に利用申請が必要になります。利用方法、料金についてはお問い合わせください。



病児・病後児保育

保健子ども課 0968-86-5730

保育所や小学校に通う子どもが病気回復のため、集団生活が困難な場合に一時的に預かり、看護や保育をする施設です。子どもが病気でも仕事を休むことができない場合などにご利用できます。(利用の際は、事前に施設へ電話をお願いします。)

施設	そら(あおば保育園内)	ひだまりキッズ(くまもと県北病院敷地内)
対象者	・生後3か月から小学校6年生まで ・和水町在住および町内に勤務する保護者の子ども	・生後2か月から小学校3年生まで
時間	平日 8:00~17:30 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み)	平日 8:00~17:30 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始・病院の休診日は休み)
料金	5時間以内 500円/1日 1,000円 ※食事・おやつ代は別途必要です。	半日 1,000円/1日 2,000円 ※食事・おやつ代は別途必要です。
利用登録場所	和水町役場または、あおば保育園で登録できます。	和水町役場または、くまもと県北病院で登録できます。

講座

保健子ども課 0968-86-5730

子育ての悩みや心配事について楽しく語り合いながら子育て講座を開催します。

名称	BP 講座(ベビープログラム)	なごみ子育て講座(にじいろ)
対象者	第1子(生後2か月から8か月の赤ちゃん)	就学前の子どもを育てるお母さん
回数	毎年度3講座開催	毎年度1講座開催

保育園巡回療育相談

保健子ども課 0968-86-5730

有明地域療育センターの相談員が各園を訪問し、子どもの発育・発達等に関する相談を行います。

子どもの発育・発達で心配な事、悩み事などがある際は、事前に園の保育士や町の保育士・保健師等にご相談ください。

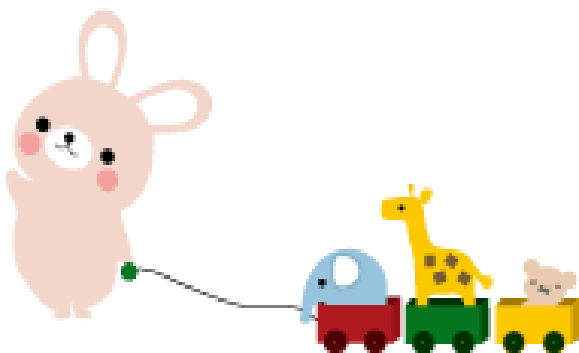
(例)

・落ち着きがなく、じっとしていることが苦手	・気に入らないことがあると大泣きしたり、ひっくり返ったりする
・言葉がなかなか出ず、会話になりにくい	・遊びや生活の中でルールに従うのが苦手
・人とトラブルが多く、ひとり遊びが多い	・人や場所に慣れるのに時間がかかる

のびのび発達相談

保健子ども課 0968-86-5730

2歳から6歳の就学前の子どもの心理発達相談です。臨床心理士が個別に相談にのり、子どもの成長をサポートします。



## 4 保育所施設

保育所・認定こども園等

保健子ども課 0968-86-5730

和水町の保育所等に入所するには町で支給認定を受ける必要があります。

○ 認定条件

就労 就学 疾病・障害 介護・看護 求職活動 虐待・DV 妊娠・出産 育児休業など

○ 利用申込

4月1日以降の利用申込については、広報紙やホームページで募集します。

年度途中の利用申込については随時受付を行っています。



園名	菊水ひまわり園	神尾保育園	あおば保育園	春富保育園
住所	前原 285-1	津田 1436-1	板楠 2442	東吉地 767
電話番号	0968-86-5655	0968-34-2636	0968-34-2009	0968-34-2074
開所時間 (延長含む)	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00
病児病後児保育	×	×	○	×
一時保育	○	○	○	○
子育て支援センター	○	×	×	×
放課後児童クラブ	×	×	○	○
受入可能最少年齢※	生後3か月	生後3か月	生後3か月	生後3か月

※乳児は、成長の状況に応じて受け入れ時期が異なる場合があります。

満3歳以上の教育・保育給付認定子どもの副食費助成

保健子ども課 0968-86-5730

令和5年4月分から満3歳以上の教育・保育給付認定子どもの副食費を助成します。

対象	助成方法
町内に住所がある、副食費を負担している満3歳以上教育・保育給付認定子どもの保護者	<p>【町内の保育所等を利用している場合】</p> <p>町が園に助成します。副食費を負担していた保護者は支払う必要はありません。</p> <p>【町外の保育所等を利用している場合】</p> <p>利用する保育所に副食費を納付した後、町から保護者に助成します。</p>



## 小学生・中学生になったら

### わくわく子育て応援金(入学祝金)

まちづくり課 0968-86-5721

子育て世帯の負担軽減と子どもの健やかな成長を願い、入学祝金を支給します。

支給額	支給要件など
小学校入学時 5万円	・町の住民台帳に記録され、当該年度の基準日(4月1日)において学校等に1年生として入学する新入学児童・生徒を現に養育する者。 ・同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。
中学校入学時 10万円	
高校入学時 15万円	

### 学校給食費の無償化

学校教育課 0968-34-3047

保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりの取り組みとして、学校給食費の全額無償化を行います。

【対象の児童・生徒】 和水町立の小中学校に在籍している児童・生徒

### 小学校の標準服支給

学校教育課 0968-34-3047

保護者の経済的負担の軽減と、義務教育の円滑な運営を目的として、教育委員会が認める標準服(シャツ・セーター及び半ズボンまたはスカート)を、原則として品目ごとに1人につき1着を支給します。

【対象の児童】 和水町立小学校に入学予定または在籍する児童

### 就学の援助

学校教育課 0968-34-3047

制度	内容	対象
就学援助制度	費用(学用品、修学旅行費等)にお困りの人は、世帯収入の程度により教育費の援助が受けられます。	小学校1年生から中学校3年生
奨学資金貸付制度	経済的な理由で就学が困難な学生への奨学資金の貸付を行っています。	高校生、大学生等

### 放課後児童クラブ

保健子ども課 0968-86-5730

児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童を、各施設で授業終了後や長期休暇中など預かり、児童の健全育成を図ります。利用には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
なごみ学童クラブ	和水町江田 3176-1	090-9560-0072
菊水小児童クラブ	和水町江田455	070-4354-7831
春富保育園学童クラブ	和水町東吉地 767	0968-34-2074
あおば学童クラブ	和水町板楠 2442	0968-34-2009

### 放課後子ども教室

社会教育課 0968-34-3047

平日の授業終了後に小学校の余裕教室を利用して、児童に学びの場や体験の場を提供しています。

名称	住所	実施日
菊水小放課後子ども教室	菊水小学校(和水町江田 2891)	毎週木曜日
三加和小放課後子ども教室	三加和小学校(和水町板楠 1001)	毎週水曜日



## 子どもに障がいがあるとき

### 障がい者手帳

福祉課 0968-86-5724

障がいがあり日常生活に支障がある人を対象に、各種手帳を交付しています。手帳を取得すると各種サービスが受けられます。

名称	内容
身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいがあり、日常生活に著しい制限を受ける人が、障がいの程度に応じて各種サービスを受けるための手帳です。等級は重い方から1～6級です。
療育手帳	知的障がい児(者)の人に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするための手帳です。等級は重い方からA1・A2・B1・B2です。
精神障害者 保健福祉手帳	精神疾患がある人のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活の制約がある人に対して交付される手帳です。等級は重い方から1～3級です。有効期間は2年間です。



### 医療費等助成制度

福祉課

名称	内容	問合せ先
育成医療	身体に障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来、障がいを残すと認められる18歳未満の児童に対して、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる場合に、必要な医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。	福祉課 0968-86-5724
精神通院医療	精神疾患(てんかんを含む)がある人で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。	福祉課 0968-86-5724
指定難病	難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病。疾病ごとに定められた審査基準に該当した場合は、患者の医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。	有明保健所 0968-72-2184
小児慢性 特定疾病	18歳未満(引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満)の児童で、小児慢性特定疾病にかかっていると認められる、疾病ごとに定められた審査基準に該当した場合、患者の医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。	有明保健所 0968-72-2184

※詳しくはお問合せください。

### 公的手当

福祉課 0968-86-5724

名称	内容	問合せ先
障害児福祉手当	身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に対して支給する手当です。	福祉課
特別児童扶養手当	身体または精神(知的)に障がいがある20歳未満の児童を家庭で監護、養育している人に支給する手当です。	福祉課

※障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。

※所得による所得制限があります。支給額(月額)については、お問い合わせください。

名称	内容	対象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	就学前
放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。	小学校1年生から高校3年生
保育所等訪問支援	保育所や学校を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	就学前から高校3年生
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	就学前から高校3年生

## その他の助成や制度

福祉課 0968-86-5724

名称	有料道路割引制度	NHK受信料減免制度	ハートフルパス
備考	制度ごとに障がい等級や年齢などの対象要件、所得などの利用制限や利用者負担金が設けられています。 詳しくはお問い合わせください。		





## ひとり親家庭の人へ

### 児童扶養手当

保健子ども課 0968-86-5730

父親または母親がいない家庭、父または母が一定の障がいの状態にある家庭等で、18歳に達する日以降の3月31日までの児童等を監護または養育している人(ある一定の障がい児の場合は、20歳の誕生日まで)

※詳細はお問い合わせください。

### ひとり親家庭等医療費助成

保健子ども課 0968-86-5730

離婚等により配偶者のいない母子家庭の母、父子家庭の父およびそのいずれかの者に扶養されている児童、または父母のいない児童の医療費の一部負担分の3分の2を助成します。所得等の制限があります。

### 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

保健子ども課 0968-86-5730

ひとり親家庭の自立促進を図るため、対象講座を修了した場合、給付金を支給します。(経費の60%、最大20万円、下限は1万2千円)支給については受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にご相談ください。

対象者:児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準にあること

### 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

玉名福祉事務所 0968-74-2117

母子家庭または父子家庭等の方の経済的自立を援助し、その扶養する児童等の福祉の向上を図るために、資金の貸付を行っています。

### 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

玉名福祉事務所 0968-74-2117

資格取得を目指すひとり親家庭のお父さんやお母さんを支援するための制度です。修業期間1年以上の養成機関に通う場合に、所得に応じて給付金が支給されます

対象者(1)児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にあること。

(2)修業年限1年以上の養成機関において一定のカリキュラムを就業し、対象資格の取得が見込まれる人。

(3)就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人。

(4)求職者支援制度における職業訓練給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金等、本給付金と趣旨を同じくする給付金を受けていない人。

※詳細はお問い合わせください。

### 仕事を探している人へ

母子家庭等の生活相談を含めた就業相談、求人情報、職業紹介を行っています。

名 称:熊本県母子家庭等就業・自立支援センター

住 所:熊本市東区錦ヶ丘 34-23(母子父子休養ホームしらゆり内)

電話番号:096-331-6736

時 間:火曜日~金曜日 9:00~19:00

土曜日、日曜日 9:00~17:00







## 虐待防止のために

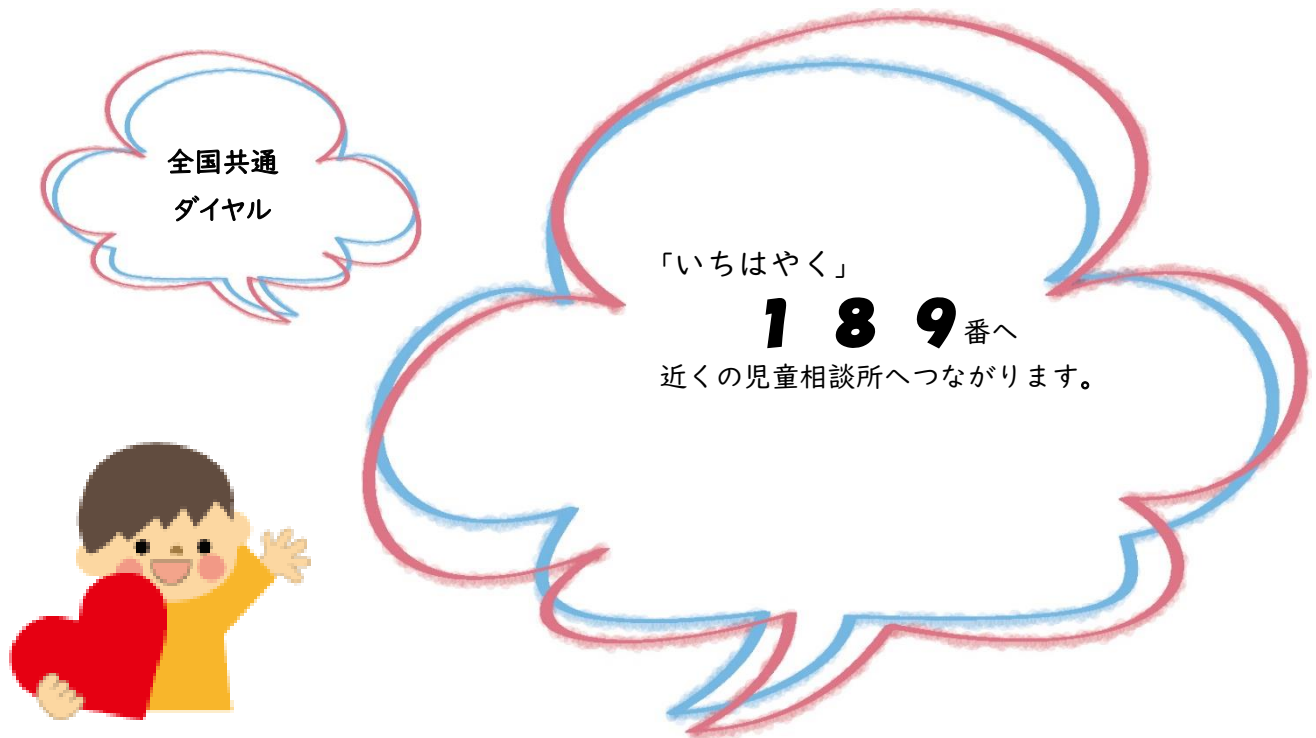
### 児童虐待とは

親または親に代わる保護者・養育者・その他子どもに関わる大人が、子どもに対して不適切な扱い(たまたま起こった事故ではなく、暴力・放任・無視など)をして、子どもの健全な成長や発達をさまたげ、心身ともに傷つける行為を言います。虐待された子どもは、心に深い傷を負い、多くの場合大人になってもその傷に苦しみ続けることになります。

身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
なぐる、ける、たたく、 投げ落とす、激しく揺さぶる、 やけどを負わせる、溺れさせる、 首を絞める、縄などにより一室 に拘束する など	言葉によるおどし、無視、 きょうだい間での差別的扱い、 子どもの目の前で家族に対して 暴力をふるう(DV:ドメスティッ ク・バイオレンス)、きょうだいに 虐待行為を行う など	家に閉じ込める、 食事を与えない、 ひどく不潔にする、自動車の中 に放置する、重い病気になっても 病院に連れて行かない など	子どもへの性的行為、 性的行為を見せる、 性器を触る又は触らせる、 ポルノグラフィの被写体にする など

そんなつもりではなかった・・・。  
でも、子どもにとって有害な行為であれば、それは「虐待」です。

### もしかして虐待??!と思った時や、子育てに悩んだときは



熊本県  
中央児童相談所  
096-381-4451

保健子ども課  
子ども家庭係  
0968-86-5730



## ヤングケアラーについて

### ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

### ヤングケアラーについての相談先

**熊本県  
ヤングケアラー  
相談支援センター**

096-384-1110

**保健子ども課  
子ども家庭係**

0968-86-5730

## 各種子育て相談窓口

名称	内容	日時	電話番号
熊本県中央児童相談所	子育て等の悩み相談	月曜日～金曜日 8:30～17:15	096-381-4451
こども110番	子どもの心や体の相談	月曜日～金曜日 9:00～16:00	熊本県福祉総合相談所 096-382-1110
肥後っ子テレホン	少年問題に関する困りごとや 悩み事相談	月曜日～金曜日 8:30～17:15	警察本部少年課 096-384-4976 0120-02-4976
すこやかダイヤル	家庭教育の悩みや不安についての 相談	月曜日～金曜日 9:00～17:00	熊本県立教育センター 0968-44-7445
小児救急電話相談	夜間における子どもの急な病気への 対応や応急処置等の相談	毎日 19:00～0:00	県内統一#8000 携帯電話および ダイヤル回線 096-364-9999

# 10 施設一覽

地域	施設名	住所	電話番号
和水町	和水町立病院	和水町江田4040	0968-86-3105
和水町	和水クリニック	和水町原口729-1	0968-86-6001
和水町	ふくだデンタルクリニック	和水町江田149-5	0968-86-2052
和水町	歯科処 神崎	和水町津田1563-7	0968-34-6606
和水町	渡辺歯科医院	和水町江田3891-2	0968-86-3917
和水町	三串歯科医院	和水町西吉地3425-1	0968-34-3066
<b>22:00 以降に小児科診療が可能な病院</b>			
玉名市	くまもと県北病院	玉名市玉名550	0968-73-5000
熊本市	熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘5丁目16-10	096-363-3311
熊本市	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南2丁目1-1	096-384-2111
<b>公的機関</b>			
玉名市	有明保健所	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184
玉名市	玉名福祉事務所	玉名市岩崎1004-1 玉名総合庁舎	0968-74-2117

